

令和4年度 第2回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時 令和4年8月31日（水）13:30～15:30
会 場 AER 28階 エル・ソーラ仙台 大研修室
出席委員 稲葉 雅子委員（Web）、小林 淑子委員、佐々木慎太郎委員、
杉山 朗子委員、高山 秀樹委員、恒松 良純委員、
並木 直子委員、平井 百香委員（Web）、不破 正仁委員（Web）、
堀 繁 委員
仙台市 都市整備局長、浅野次長、反畑次長、計画部長、総務課長
事務局 都市整備局計画部都市景観課

【議事】

1. 開会
2. 挨拶（都市整備局長）
3. 委嘱状交付
4. 各委員挨拶
5. 事務局紹介
6. 会長、副会長選出
7. 会長挨拶
8. 議事
 <審議事項>
 （1）公共的空間ガイドラインについて
 （2）屋外広告物部会の設置について
9. 閉会

【議事録】

1. 開 会

○司会（都市景観課 岩間主幹）

ただいまより、令和4年度第2回仙台市景観総合審議会を開催いたします。

本日ですが、菅原委員より遅れて出席とのご連絡をいただいております。また、稲葉委員、平井委員、不破委員におかれましては、Webにてご出席いただいております。

—配布資料確認—

2. 挨拶（都市整備局長）

—八木局長挨拶—

3. 委嘱状交付

○司会

本日ご出席の委員の皆様には、都市整備局長から委嘱状を交付いたします。

本日Webにてご出席の委員の皆様には、後日郵送をさせていただきます。

—委嘱状交付—

4. 各委員挨拶

○司会

委員改選後、初めての審議会開催であるため、委員の皆様から一言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。

—各委員からの挨拶—

5. 事務局紹介

—事務局紹介—

6. 会長・副会長の選出

○司会

杜の都の風土を育む景観条例に基づき、会長、副会長は委員の互選によって定めることとしております。委員の皆様から、会長、副会長につきまして、自薦あるいはご推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高山委員

前期で仙台市「杜の都」景観計画の改定がとりまとめられ、今期では改定した計画を受けて、まずは公共的空間ガイドラインが審議されることになっているので、前期に引き続き、会長には堀委員がよろしいのではないのでしょうか。

副会長は、景観がご専門で、ご自身からの紹介にもあつたとおり、学生時代に京都の景観に関する研究をされていたり、秋田県で景観審議会等の委員を務められたりしていたという、恒松委員がよろしいのではないのでしょうか。

○司会

ただいま高山委員より、会長に堀委員、副会長に恒松委員を推薦するとの提案がありました。他の提案はないようですが、堀委員、高山委員からの推薦についていかがでしょうか。

○堀委員

承りました。

○司会

恒松委員はいかがですか

○恒松委員

承りました。

○司会

それでは、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

会長を堀委員に、副会長を恒松委員にお願いするという案につきまして、ご異議はございませんか。

(委員了承)

○司会

異議がございませんでしたので、それでは、堀会長、恒松副会長、よろしく願いいたします。堀会長には会長席へ移動をお願いいたします。

7. 会長挨拶

○司会

それでは、会長、副会長を代表して、堀会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○堀会長

仙台市はもちろん大変いいところなのですが、もっともっと良くなるのではないかとずっと思っています。それは景観面でも同様であり、その第一歩が前期に完了させた景観計画の改定です。景観のマイナスの軽減や未然防止という従来 of 規制の役割がなくなったわけではありませんが、改定した新たな景観計画ではその役割に加えて、景観を良くしていくというプラスの役割について、盛り込むことができました。

今期は、新計画に基づく景観施策を実践しながら仙台市の魅力づくりに貢献していくことになる、大変重要な時期であると思っています。委員の皆様には、ぜひ、忌憚のないご意見いただきまして、少しでもこの審議会が仙台市の発展、魅力の向上に役立てるように、皆様のお力を貸していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

8. 議 事

〈審議事項〉

- ・公共的空間ガイドラインについて
- ・屋外広告物部会の設置について

○司会

それでは、これより景観総合審議会の議事に入ります。

現在のところ委員 11 名中 10 名がご出席ですが、景観法等の施行に関する規則第 31 条第 2 項の規定により、会議が成立しております。なお、不破委員におかれましては、ご都合により、14 時 30 分頃に退席される予定です。

ここからの進行につきましては、同規則第 31 条第 1 項の規定により、堀会長に議長をお願いいたします。

○堀会長

議事に入る前に、今回の議事録の署名ですが、会長の私と、それから、委員名簿順ということで、稲葉委員にお願いできればと思います。

また、会議の公開・非公開について確認いたします。本日及び今後の審議については、原則として公開とし、特定の個人を識別し得る情報を扱う場合などに関することがあれば、必要に応じて非公開とすることによろしいでしょうか。

(委員了解)

○堀会長

では、本日の議事に入りたいと思います。本日は審議事項が2点でございます。

審議事項の一つ目は「公共的空間ガイドラインについて」です。それでは、事務局より説明をお願いします。

・公共的空間ガイドラインについて

○事務局（柳谷主任）

—資料1-1、1-2により説明—

○堀会長

ガイドライン中間案に対して皆様からご意見をいただきたいと思います。1人3分程度をお願いします。新規委員の方は、内容で分かりにくいところがあるかもしれませんが、そのような箇所など質問していただければと思います。まず、私から話します。

本ガイドラインは、大きな建物周りで設けられる空地が今まではただ確保すればそれでいいという考え方であったものを、何とか人間にとって、市民にとって居心地のいい楽しい空間に少しでもしていけないかという発想のもと検討がすすめられてきました。事業者からもこの発想に理解が得られ、是非とも公共的空間を整備して街の魅力を生み出していこうと、そのように思ってもらえると良いと考えています。

それでは不破委員からご意見ををお願いします。

○不破委員

ガイドラインの方向性についてですが、細かいところで課題があると感じるものの、大きな方向性については問題ないのではないかと考えています。

一方で、このガイドラインを誰のためにつくるのかということを考えておくことも重要だと思います。公共的空間について、ガイドラインで計画の考え方や規制の方向性などを示すことは大事ですが、整備後の利用についても誘導策を考える必要があると思います。現在のガイドラインの目的とは違うかもしれませんが、良い設えの空間ができて、利用がこちらの意図したものとはなっていない場合にどうしたらいいのか考えておく必要があると思います。事務局の説明で言及されていたところもあるかと思いますが、例えば、責任の所在を明確にするとか、もしくはその責任者に対して行政側からアプローチする方法を準備しておくなど、より丁寧に分かりやすく誘導していく必要があるのではないかと考えています。

計画者や所有者の視点まではとても分かりやすいのですが、整備後の使い方、利用者の視点もしくはその利用者に対する誘導の視点みたいなものを含められないだろうかというよ

うなことを考えているところです。

○堀会長

それでは、ここからは名簿順で稲葉委員、お願いできますでしょうか。

○稲葉委員

事例が少ないため、なかなか説明がしにくいということではありますが、中間案はイラストなどが入り、とても分かりやすくなりました。

大きな方向性としても、公共的空間で飲食やマルシェといった行為を認めていくことについて、私を含む多くの委員が賛同しているのです、少しでも仙台らしさが出るような空間整備や利用がされればいいなと感じています。

すごく細かいところで、3点あります。中間案では4ページ目から公共的空間の定義が解説されていますが、1点目はその定義①「歩行者が日常自由に利用し、又は通行できるものであること」の解説についてです。解説の中に「街を歩く人が自由に利用、通行できる状態にすることが必要であり」という文章がありますが、ガイドラインを読み進めていくと、公共的空間では滞留することを望んでいるような印象を強く受けたので、滞留させることに重きを置くがために、定義①を満たさなくなるようなことが起きてしまわないか気になりました。解説に滞留させるために通行が妨げられるようなことがないようにするという文章があればもっといいのかなというふうに思いました。

2点目は中間案の12ページです。同ページに「公共的空間が喫煙場所とならないように計画しましょう」という文言があり、非常に難しいことだとは思いますが、勾当台公園などのあまり人が滞在していない場所だと、注意喚起しても喫煙場所となってしまう事例があるので、公共的空間についても「公共的空間が喫煙場所とならないように計画しましょう」と一言書くだけでなく、他でうまくいっている事例の掲載などがあると更に分かりやすいのではないかなと思いました。

3点目は26ページについてです。公共的空間設置に伴う協議の流れの中で、維持管理に関わる計画書を作成したり、維持管理責任者を選定したりするということがあり、この計画書の提出がどのタイミングになるのか、まだまだ分からないところではあるのですが、その維持管理責任者が明確であって、維持管理責任者に交代などがあつたときにきちんと報告してもらえるような仕組みがしっかり構築されると安心できると感じました。

○小林委員

不破委員の意見にもあつたとおり、利用してもらうための誘導策として、公共的空間の整備状況について何かしらの方法で、このような空間ができたから使ってほしいということ公表できると良いと思います。供用開始後も3年に1度報告を求めるのであれば、うまく活用できているものに対しては、仙台市でかつて執り行っていた「都市景観賞」とまでとはいかなくても、顕彰制度による公表などを考えてもいいのではないかなと思いました。

細かな点としては、まず、中間案1ページにある箱書きの2つ目の段落についてです。「小さな面積であっても、『街を歩く人からどう見えるか』』というところの2行目の「丁寧に計画、設計されている空間があれば」という記述で、「設計」の後ろに「使われる」とか「使

っていける」というような文言を入れてほしいです。設計だけではなく、使っていくということについてもアピールできるのではないかと考えました。

他には、まず、第1章で示されている公共的空間の8つの定義の解説ですが、「居心地のいい」や「優れた」、「丁寧に」という人によってその感じ方に違いが出るような文言は、できるだけ使わないほうがいいのではないのでしょうか。そのような表現は第2章で使うようにして、ここの解説では何故そのような空間を整備するのかを記述したほうが良いと思います。例えば、定義②「屋外に設けられるものであること」ということについては、この定義の意図が公共的空間を屋外に設ける、分かるように設けるということであることが明らかなので、「にぎわいが見えるように」、「にぎわいなどをつくり出している様子が見えるように」などと記述するほうが、屋外に設ける意味が分かりやすく伝わるのではないかと感じました。

次に、定義①の解説の一番目「公共的空間設置の目的は～」について、ここでいきなり目的を記述していますが、目的は別のところに記載するほうがいいのではないかと思います。

更に、稲葉委員の意見にありましたが、定義①にある「又は通行できる」というこの「通行」という記述が私も少し気になっていて、ここの「通行」とは公共的空間の中を通行するというよりは、公共的空間の外からの出入りがしやすいということの意味しているかと思うので、表現を変えるほうがいいのではないかと思います。

○佐々木委員

ガイドラインの方向性としては問題ないと思いましたが、稲葉委員の意見にもあったように、私も喫煙への言及がとても気になりました。公共的空間が喫煙場所とならないようにするという内容ですが、同一敷地内で歩行者通行量が多い通りに接続させる公共的空間のほうを敷地の表側だとすると、通常、喫煙場所は敷地の裏側に設置すると思います。仙台市内でもそのような設えをよく目にしますが、歩いているとすごく汚く見えてしまう。公共的空間が喫煙場所とならないようにしたいのであれば、同じく喫煙場所をどこに設置すると良いのかということについても示せると良いと思います。

○堀会長

ありがとうございます。次の菅原委員はまだいらっやっていませんね。

では、続きまして、杉山委員からお願いいたします。

○杉山委員

他の委員も言っているように、利用者目線に立って、公表や市民への案内について工夫が必要ではないかと感じました。

ガイドラインの内容ですが、資料1-1の14ページ定義⑦「都市再生緊急整備地域においては、地面に固定されたベンチを複数台設置するとともに、公共的空間の合計面積15㎡あたり1人分と、14人分のいずれか小さいもの以上を確保すること」について、ここで示されている数字の設定意図が理解できていないです。この場で説明しなくても構わないので、ガイドラインでは誰が見ても分かりやすいようにしてほしいです。

他には、資料1-1の19ページのベンチの配置・向きに関する図について、「見たいもの

を意識したベンチの配置」という図で建物を見るためにベンチが利用されることになっていますが、建物を見ようとしてベンチに座ることはあまりないような気がします。そのため、こういう図やイラストは、もう少し一般的と思われる内容で作成するなど見直すのではないかと思います。

資料1-2については、前回の審議会でも指摘しましたが、まず、10ページのイラストについて、右側のカフェスペースと左側のオープンスペース、その奥の通路が同じ仕様の舗装になっていますが、少し床の色を変えると、12ページのイラストとセットで、このポイントがより伝わりやすくなるのではないかと思います。

それから13ページの写真「パン屋前の飲食スペース」に写っている植栽については、定義①にある「自由な通行」を妨げているように見えてしまうので、この写真の掲載は考え直してもいいのではないかと思います。

16ページ「見たいものを意識したベンチの配置」について、19ページ「1人掛けベンチの例」では、ショーウィンドウが見えるように配置されているベンチが例示されていますが、道路の向かい側ではなく店内を見せる配置があるというのは参考になり、その他にも様々な事例を豊富に載せているのは良いことであると思いました。

最後に、他の委員が言っていた喫煙所についてですが、東京では、喫煙所が駅前や道路沿いに意外と設けられています。受動喫煙が心配になりますが、煙が抑制されているのを見ると、喫煙所は公共的空間を設ける建築敷地内とは別にやはり公共で考えておいたほうがいいのかと思いました。この審議会やガイドラインの中で取り扱うテーマとは違うかもしれませんが、検討してもらえると良いと思いました。

○高山委員

専門家ではないので細かいことは分かりませんが、商工会議所の立場からすると、非常にいい方向にまとまっているなというふうに思います。

景観というと、これまでは美しい空間が創出されていると良いというような認識だったかもしれませんが、この審議会では、人々に楽しく利用してもらえる魅力的な空間こそが良好な景観であるという方向性の下、議論がされており、事業者からすると、その景観への投資が事業者自身にもメリットがあるということが非常にいいことであると思っています。

建築基準法に基づく総合設計制度ですと、その制度を利用する事業者は、目的が容積率アップにあり、条件を満たすために、これまでは仕方なく公開空地を設けてきたと思うので、公開空地を活用して、街を良くしようという事業者はどれほどいたのか疑問に思います。

仕方なく設けられることから、魅力的な公開空地が生まれにくかったということと、それを利活用しようとする、手間とコストがかかるので敬遠されてきたことがこれまでの公開空地の欠点だったと考えますが、今回このガイドラインが整備されることによって、公開空地が公共的空間として整備され、飲食や物販のために占有利用しやすくなることは、事業者にとって、容積率アップはもとより、1階のテナントのスペースの魅力向上のほか、それが家賃上昇やビルの付加価値と資産価値の向上にも寄与し得るので、メリットになると考えます。事業者は家賃の上昇分や占有利用料等を活用して公共的空間等の維持管理費用にも充てられるなど好循環が生まれることも考えられ、そして何より市民生活が、公共的空間の活用によって、より豊かになるのではないのかなと思っています。

また、これまでこの審議会で議論されてきた景観を何に基づいてよし悪しと評価するかで、なかなか尺度が示せないということがありましたが、公共的空間では利用されることが良い評価に繋がるようになれば、事業者に求める取り組みが景観としての良い評価にも繋げられるのではないかと思います。

資料1-2の10ページ、ポイント4「公共的空間に面した建築物の部分を検討する」にある「公共的空間に面した部分が壁で閉ざされていると、賑わいが生まれにくくなるため、望ましくありません」、11ページ、ポイント5「歩行者からどう見えるか、どう感じるかを意識した空間とする」の[建物1階部分の工夫について]の「通りや公共的空間の空間に対して、単調な壁しかないような、閉鎖的な空間構成にならないように設えましょう。」という記述について、どちらかというと、「望ましくない」というよりも、設えてほしい方法を示す表現のほうがいいのではないかと思います。具体的には、例えば、ポートランドだと、壁面を50%以上透明化するとインセンティブが与えられるという制度があり、これは壁面を透明化して中が見えて、歩いている人たちが楽しくなる空間づくりをしてほしいという意図があると考えますが、ガイドラインでもポートランドのようにやってほしいことを具体的に記述すると良いのではないかと思います。

○恒松副会長

今期から委員に就任しているため、策定のプロセスが分かっていないところもあり、やや無責任な発言になってしまうかもしれませんが、公共的空間は整備や使い方に関して、事業者や管理者に依存してしまう側面があるので、供用開始時の状態がずっと維持していけるのか気になりました。

また、公共的空間として建築敷地内で滞留可能な空気を創出するうえで、計画・設計段階から建築物のボリューム等をコントロールできるという点においては、すごく意味があることとあっていて、整備後の利活用は事業者や管理者次第になってしまうものの、これは後ろ向きな話ではなくて、利活用可能な空間が生み出されるということにおいて、意味のある取り組みであると思いました。

ガイドラインの内容では、公共的空間のデザインに関することは詳細に記述されていますが、景観は連続性があるものなので、そこを通過する歩行者の視点も大事にしたほうが良いのではないかと感じました。歩行者の視点は、公共的空間の利用者が空間をどう使うかということを協議するにあたっての取っ掛かりの部分になるのではないかと思います。

また、ガイドラインでは協議についても言及されていますが、どのような協議をするのが気になりました。協議内容に、空間のデザインなど質的な事柄が含まれるのか、仮に、仙台市として、デザイン案が許容できない内容である時にどのようにコントロールするのが気になりました。例えば、計画・設計段階で、事業者と近隣建物との関わりとか、この敷地をどう景観的に評価するかみたいなレポートみたいなものを作ってもらったうえでデザインしてもらうなど、事業者と建築敷地周辺の状況を把握してもらう仕組みがあっても良いのではないかと思います。デザインは多様なものだと思うので、ガイドラインにより画一的なものを誘導してしまうと、それはそれで都市の魅力を失ってしまうので、匙加減が難しく、ガイドラインを運用してみたからの議論になるかもしれませんが、少し気になっていたところです。

いずれにしても、このガイドラインは主に設計・施工業者が使うものだと思うので、今まではコントロールをしていなかった内容であることを考えると、とても意味があるものだと思っていますが、おそらく今のままだと、もしかしたら、容積率の緩和を狙っていて、例えば総合設計制度を使っても、なお高さ制限がある、あるいは緩和されないけれども、公共的空間を整備すると高さの制限が緩和された分、容積で展開できるとなると、すごく魅力のある制度だと思います。そのような時に、後ろ向きな考え方で申し訳ないのですが、抜け道のように悪用されないといいなという感じがしています。

最後に疑問点ですが、公共的空間の定義⑤で、ペDESTリアンデッキにつけて開放するという記述で、デッキに開放したら地上レベルはどうなるのかなというのが気になりました。地上レベルも歩行者にとって重要な場所なので、デッキだけなのかというのが少し気になったところです。

○並木委員

ガイドラインの方向性については、人が主役のまちづくりというような考え方になっていて、とてもいいのではないかなと思いました。

他の委員も指摘していたその資料1-2、5ページ定義⑦「都市再生緊急整備地域においては、地面に固定されたベンチを複数台設置するとともに、公共的空間の合計面積15㎡あたり1人分と、14人分のいずれか小さいもの以上を確保すること」については、私もよく理解できなかったのですが、後日で良いので、分かりやすい表現にしたもので説明してほしいです。

その他には、公共的空間を一般に開放するということについて、必ずしも施主が全て良いと思うかというと不満に思う要素もあるのではないかなと思っています、例えば夜間利用や、自由に出入りされるとどのような人がそこにいるのか分からないということが心配になるのではないかなと思いました。

自分が利用するときのことを想像すると、空間内に常設で居心地のいいベンチが配置されていることはとても良いと思う一方で、マルシェやキッチンカーが出店するイベントなどでは、ベンチが邪魔になり、あまり使い勝手が良くない空間にならないか気になりました。これまでの経緯が分かっていない部分もあるので、一概に反対というわけではないのですけれども、常設のベンチでも、取り外しが可能な設えを認めることなどを考えても良いのではないかなと思いました。

喫煙所に関しては、この審議会やガイドラインの中での議論ではないと思いますが、別途、仙台市で考えても良いと思います。また、公共的空間の利用についてですが、利用そのものはビルオーナーや管理者が主体ではない場合は大半かと思うので、利用したい人がどのような手続きを踏んでそこに店出できるのかというところまで示されていると、利用が促進されるのではないかなと思いました。

○平井委員

私もガイドラインの方向性はとても良いと思っています。

他の委員の方々の意見にもあったとおり、公共的空間を実際に誰が利用するのかという点について気になっています。ガイドラインの記載内容全般が単身の大人の利用を想定し

ているように見えるので、これを読んだ設計者や事業者が、親子連れなどの多様なユーザーの利用を連想できると良いと思いました。

私自身に小さい子供がおり、一緒に外出していますが、長時間の抱っこは疲れるので途中で休みたいなど感じたり、子供も長距離は歩けないので、休憩しながら移動したいと思うことが多く、街中に休憩できる場所があると良いと感じています。小さい子を持つ親であれば、そのような思いはあると考えます。そうした多様な利用者の思いに対応した空間が整備されると、大人のみではなく、親子連れの街中への外出しやすさや、滞留しやすさの向上に繋がるのではないかと思います。

具体的には、資料1-2の19ページに色々なベンチが掲載されていますが、例えばここに、親子連れなどの多様なユーザーが利用しやすい、様々なタイプのベンチを掲載頂けると更に良くなるのではないかと思います。親子連れの場合、座面の奥行が広く縁台のようなベンチなどがあると、子供を座らせて、隣で荷物を整理する時などに便利です。

○堀会長

ありがとうございました。それでは、最後に私の意見をよろしいですか。

最初から話しているように、公共的空間とは公共空間ではなく、民地を対象にしています。つまり事業者が所有している土地です。そこを「公共的」に使えるようにしようとしているものであり、事業者からすると、余程のメリットがない限り整備しようとは思わないはずで、そのため、メリットがきちんと分かるようにガイドラインで示している視点はすごく重要だと話をしてきました。

民地ですから、稼がなければいけない土地なので、その土地で我々が思うような楽しく魅力的で、かつ誰もが使える公共的空間を整備してもらうためには、経済的なインセンティブが相当に感じられるようにして、そのことをガイドラインでも分かるように記述しないとイケないです。メリットが伝わらないと、他の委員の指摘にもあつたとおり、従来通りに容積率緩和目的で公開空地を整備されてしまいかねないので、そうならないようにするためにいろいろと知恵を絞ってきました。

本日も様々な意見が出ましたが、10月19日開催の次回の審議会でも議論する機会があるので、それまでに、中間案をよく読んで、どうしたらいいかという知恵を絞ってもらえるとありがたいです。

1点目は、先ほど申し上げたように、事業者にとってメリットがちゃんと見えていないと使ってもらえないという点です。

もう1点が中間案にはとても気を付けながら書き込まれていますが、公共的空間を整備してもらいたい理由です。理屈や理由、背景などの基本的な考え方についてももう少し書き込んだほうが良いのではないかと思います。よく書き込まれていますが、まだ足りていない部分があります。典型的なのは、定義⑦「都市再生緊急整備地域においては、地面に固定されたベンチを複数台設置するとともに、公共的空間の合計面積15㎡あたり1人分と、14人分のいずれか小さいもの以上を確保すること」での数字の設定根拠です。何故そう設定しているのか、ガイドラインに書かれていることは一つ一つに理屈があるので、それを極力書き込んだほうが良いのではないかと思います。

それから、写真やイラストは非常に重要だと考えており、私自身が撮影した写真もだいぶ

提供していますが、先ほどの平井委員からの指摘内容と併せて、足りていない箇所は補うようにしたほうがいいので、委員の皆様からも写真提供があるとありがたいです。また、写真やイラストは、一目瞭然で分かるものが大半であるとはいえ、解説が必要です。中間案では、特にイラストの説明が少し弱いと感じており、イラストで伝えたい趣旨、狙い、勘所、ポイントなどがなるべく分かるように書かれているといいのではないかと思います。

あと、一カ月ほど時間があるので、少しでもいいようにまとめたいのですが、事務局の説明では11月からの運用開始後も試行錯誤が必要との話があったように、運用開始時までにガイドラインを完全なものに仕上げるのは難しいと思っています。ただ、なるべくいい形にして世に出したいので、ここから1か月、皆さんの意見をいただければと思います。

それでは一通りお話いただいたのですけれども、ほかの委員の意見に刺激を受けて追加で意見したいという方はいますでしょうか。特にいないようですので、本日も様々な意見が出されたところですが、ガイドラインの役割や内容については、おおむね了解を得られたということで、本日出された意見等も踏まえながら完成に向けて進めてもらえればと思います。

なお、審議会終了後でも、気がついた点があれば、「てにをは」の修正など細かい指摘でも結構ですので、事務局に意見してもらえればと思います。

・屋外広告物部会の設置について

○堀会長

それでは、次の議題「屋外広告物部会の設置について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（岩間主幹）

—資料2-1により説明—

○堀会長

ただいま事務局からの説明がありましたが、屋外広告物部会を引き続き設置することにつきまして、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

（委員了承）

○堀会長

ありがとうございます。部会委員についてですが、規則上、部会委員は会長が指名することとなっていますが、事務局案はありますか。

○事務局（岩間主幹）

あります。資料を配布のうえ説明いたします。

—資料を配布し、委員案について説明—

○堀会長

事務局の案により、部会委員を指名したいと思いますが、ただいまの説明あったように、恒松副会長、佐々木委員、高山委員、並木委員、以上4名の皆様、よろしいでしょうか。
(恒松副会長、佐々木委員、高山委員、並木委員了承)

○堀会長

ありがとうございます。

また、専門委員として、前期に引き続き、東北芸工大デザイン工学部の山畑氏にお願いしたいと思います。山畑氏につきましては、改めて事務局でご意向の確認をよろしくお願ひします。

次に、部会長ですが、こちらでも会長である私が指名するとなっております、先ほど本審議会の副会長に就任された恒松委員にお願いしたいと思いますが、恒松委員、よろしいでしょうか。

○恒松副会長

承りました。

○堀会長

ありがとうございます。

次に、屋外広告物部会の審議事項等について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（岩間主幹）

—資料2-2により説明—

○堀会長

ただいまの事務局からの説明に対して、質問や意見等がありますか。

特にならなければ、審議事項や進め方につきましては、資料のとおりとしてよろしいでしょうか。

(委員了承)

○堀会長

ありがとうございます。それでは資料のとおり、屋外広告物に関しまして、屋外広告物部会で審議をお願いいたしたいと思います。

屋外広告物部会で審議いただくこととなりますが、屋外広告物は、皆様ご承知のとおり景観を考えるうえで重要な要素の一つです。なかなか広告物について皆さんの意見を伺うということが、これまでありませんでしたので、せっかくの機会ですから、本日は委員の皆様から、今後の仙台市が屋外広告物施策を進めていくうえでの意見があれば伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

特にならなければ、私から少しだけ、意見を言わせていただければと思います。スライドを用意しているので、スライドを見ながらお聞きください。

まず、始めのスライドですが、これは靴とかめがねの看板です。あまりいいように感じま

せんが、よく考えてみれば、このような広告物を掲出する事業者は、街を悪くしてやろうなどという悪意を持っている訳ではなくて、単純に自分の商売をより良くすることを考えて、広告物を掲出しているはずです。事業者に悪意はないということをまずは認識してほしいです。

次のスライドですが、車の看板です。このような広告物を出せば儲かると思い込んでいる事業者に対して、この看板では色が強いから目立たないようにしてください、あるいは、大き過ぎるから小さくしてください、高い位置に設置されていてとても目立ってしまうので、低い位置に設置して目立たないようにしてくださいなどと指導するのは、彼らからすると儲けるなど言われていることに等しいです。

写真のような広告物を掲出することが儲けに繋がると思っている人たちに、不満を抱かれようが規制をかけるということは当然あり得ます。速度制限の交通規制も同様です。でも、理想を言うと、単に儲けるなど指導されていると受け止められかねない指導ではなくて、「このような広告物を掲出するともっと儲かりますよ」というような誘導ができると良いと思っています。そのような広告物から、市民にも良い街になったと思われるようになり、本審議会でも苦勞がなくなるということが理想です。新しい景観計画でも、いわゆる規制一辺倒ではなくて、良い方向へと誘導していくために考え方を大きく変えました。そういう意識を広告物でもぜひ持ってほしいと思っています。

次のスライドですが、巨大な看板の広告物です。おそらく仙台市では掲出許可がないでしょうが、ただ、広告物は単に小さければいいというものではないとも思っています。どういものが良くて、どういものが良くないのか、審議会にとっての良し悪しではなくて、事業者や市民の立場での感じ方を想定して、ぜひ論理的に組み上げていってほしいです。景観はセンスや好みだという言い方をよくされるのですが、それは誤解であり、景観はロジックを組み立てながら取り組むものであると強く思っています。

次のスライドですが、これは横浜の中華街です。看板に赤や黄色、青などが使用されていますが、嫌な感じがするでしょうか。私の考えを押しつけるつもりはないので解説はしませんが、これが嫌な感じがしないのには理由があると考えています。横浜の中華街のような事例からも、ロジックを組んで良し悪しが示せるようにしてほしいと思っています。

次のスライドですが、ここでは、屋号看板や商品の看板がたくさん出ています。ただ、別に嫌な感じがしないと思います。そうすると、やはり、何が良くて何が悪いのかということ、感覚ではなくて、論理的に説明できる必要があります。即ち、事業者に対しても、より良い商売ができるという説得力のある、ロジックに基づいた誘導ができるようになるのだと考えます。今のところ、広告物行政は規制が主な手法ですが、ロジックに基づいた誘導についてもぜひ取り組んでほしいと思っています。

次のスライドですが、これは、大変有名な看板がある街です。伝統的な看板を掲出することに街の人々は誇りに思っています。現在の主流となっている規制では、看板は少ないほうがいい、あるいは看板はないほうがいいという考え方が根底にあるのだらうと思いますが、決してそのようなことはなくて、看板が魅力にもなり得るので、仙台市では、仙台市の看板って何かいいよねとぜひとも言われるようになってほしいと思っています。海外ではこのように看板が見どころとなり、人を集めているという事例もあるので、看板が全部悪いということではないと思っています。

次のスライドですが、この看板は迫力がありますね。一方で次のスライドの看板は行政が指導したうえで補助金を出して作らせた看板です。ところが、この店は潰れてしまいました。経済活動は当然重要であり、一つ前のスライドの目立つ看板だと経済活動が上手くいくという訳ではないのですが、目立たないことが必ずしも良いということではなく、その良し悪しにもロジックが存在するはずなので、考えてもらいたいなと思っています。

次のスライドですが、広告物としては有名な事例である、熊本空港周辺の駐車場の看板です。競うようにあった看板を統一させたのです。事業者は皆違いますが、全部同じ看板にしてしまったのです。看板全てを統一してしまう良し悪しはさておき、仮に同様の手法を取ろうとする時には、どういう看板が良いのかということについては論理的に詰めていってほしいです。そうしないと、センスや好みだという話になってしまいます。本審議会もいつまでも同じ委員で構成される訳ではなく入れ替わっていきますが、その時その時の委員のセンス・好みで決まるというようにはしたくありません。

いい看板が仙台市で生まれていくように、そして生まれてくるような仕組みをぜひともつくってほしいです。そのための第一歩、誘導的な看板施策の第一歩をつくってほしいと思っています。

次が最後のスライドです。これはスペインにあるシェリー酒（ヘレス）の有名な看板です。字がなくて形だけの看板です。何故これがいいのか、そのロジックが私なりにはもちろんありますが、仙台市の看板はすごく良いねと言われるようにぜひ頑張ってほしいです。

広告物について私見を述べる機会はこれからもあまりないと思うので、今日は一言だけ言わせてもらいました。最後に皆様から意見はありませんか。

○恒松副会長

堀会長より部会の取りまとめを任せられ、更に今の会長からの説明を聞き、大きな課題が与えられたと思っています。会長の話を聞いての感想ですが、会長の話はとてもよく理解できました。

広告物について、景観を悪くしようと思って出している事業者はいなくて、より他の広告よりも目立つ、分かりやすくする方が、宣伝効果が高いと疑わずにいる場合が多いです。ただ、それが景観上、どうなのかということをおそらくあまり理解せずに広告物が掲出されてしまっています。会長から景観は好みやセンスではなくロジックを組み立てて取り組むものという話がありましたが、私自身も同感であり、事業者理解してもらえるように、私なりに頑張りたいと思います。

また、その他の内容として、広告物は、目立つものというよりも地域に受け入れられるものである必要があるということはおそらく重要であると思っています。私はかつて秋田に住んでいましたが、秋田では、在京の企業が広告物を掲出して、批判されてそれを取り下げるといった事例を目の当たりにしてきましたので、まず、その仙台らしさというのも話にありましたけれども、そういうのが見つけられればいいなと思っています。

○堀会長

よろしく申し上げます。

本日予定されている審議事項は以上の2点ですが、ほかに何かありますか。1回目であり

ますし、もし何か言っておきたいということがあればお話しください。よろしいですか。
それでは、全て終了しましたので、進行を事務局に戻します。

9. 閉 会